

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 6 号）

規制の名称：（1）構造関係規定の合理化（第 42 条、第 46 条関係）
（2）延焼の防止等防火関係規定の合理化（第 108 条の 3、第 109 条の 6、第 112 条、第 114 条及び第 136 条の 2 の 2 関係）
（3）避難関係規定等の適用に係る合理化（第 117 条、第 129 条、第 129 条の 2、第 129 条の 2 の 2、第 137 条の 14 関係）
（4）特別避難階段の付室等に設ける排煙設備等の性能規定化（第 123 条、第 129 条の 13 の 3 関係）
（5）非常用出入口の設置基準の合理化（第 126 条の 6 関係）
（6）型式適合認定の対象とする一連の規定の範囲の合理化（第 136 条の 2 の 11 関係）
（7）法第 20 条について既存不適格のまま増改築等を行うことができる特例の対象建築物への超高層建築物の追加（第 137 条の 2 及び第 137 条の 12 関係）

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：住宅局建築指導課・参事官（建築企画担当）

評価実施時期：令和 4 年 1 月 2 8 日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

(1)

(i) 事前評価時点（平成 27 年 12 月）では、柱と基礎を緊結しない伝統工法による設計方法のうち、だぼ継ぎ等による接合方法について、一般的な設計方法としての安全性が確認されたことにより、一般的にその利用を可能とするため、これらの接合方法を、建築基準法施行令（以下「令」という。）で規定する木造建築物の柱と基礎の接合方法に追加することが必要であるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(ii) 事前評価時点では、火打材を用いない伝統的工法のうち、床組等に一定の厚さ・幅の木板等を、横架材に適切な方法で打ち付ける仕様について、一般的な設計方法としての安全性が確認されたため、一般的にその利用が可能となるよう、令で規定する木造建築物の床組等に係る変形防止方法として、火打材の使用のほか、これらの仕様についても追加することが

必要であるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(2)

(i) 事前評価時点では、耐火性能検証において、放射熱等の影響に関する検証方法の進展に基づき、加熱面の裏面の可燃物燃焼温度を個々に設定することが可能となったため、耐火性能検証を行う建築物における遮熱性の基準の合理化が必要であるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(ii) 事前評価時点では、「屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたもの」についてのみ、屋根の燃え抜けを許容していたところ、室内の不燃化の効果等に関する検証データの蓄積等に基づき、これらのもの以外にも、用途等に応じて火の粉が屋内に到達しても局所火災におさまるような不燃化措置を講じた構造を認める必要があるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(iii) 事前評価時点では、間仕切壁が小屋裏等まで達することを求める令の規定に関して、天井について一定の不燃化措置を講ずれば、小屋裏等が通じていても、隣室等への早期延焼を防止できることが検証されたことに基づき、天井を強化天井とした階等については、間仕切壁を小屋裏等に達することを不要とする必要があるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(3)

(i) 事前評価時点では、「開口部のない耐火構造の床又は壁」で区画されている建築物の部分については、別の建築物とみなして避難関係規定を適用するとされていた令の規定に関して、「開口部のない耐火構造の床又は壁」以外にも、火災の影響を相互に及ぼさず、かつ、避難経路が独立する構造の建築物の部分が確認されたため、当該部分についても、避難関係規定等の適用にあたって別の建築物とみなすこととする必要があるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(ii) 事前評価時点では、木造建築物に関する技術的な検討により、従前は原則として避難安全検証を適用することができないとされていた木造建築物であっても、大臣認定において個別に避難安全検証を行うことができることが確認されたため、木造建築物等すべての建築物について避難安全検証の適用を可能とする必要があるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(iii) 事前評価時点では、屋内に設ける避難階段について避難階まで直通することを求めていた令の規定について、屋上広場等における視認性や滞留状況を踏まえた避難時間を算出することが可能となったことを受け、屋内に設ける避難階段について、全館避難安全性能を有することが確認された建築物に限っては、避難階まで直通することに加え、屋上広場等を経由して地上まで避難することも認める必要があるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(4) 事前評価時点では、特別避難階段の付室等に排煙設備等を設けることを求めていた令の規定について、排煙技術の進展に基づき、排煙方式が多様化していることを受け、階段室又は付室の構造についての規定を合理化し、煙が付室等を通じて階段室等に流入することを有効に防止できるものとして大臣が定めた構造方法を用いるものか大臣認定を受けたものとする

る必要があるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(5) 事前評価時点では、非常用エレベーターを設置している場合等に限り、非常用進入口を設けなくてよいこととしていた令の規定について、消防活動の実績等により、一定規模以上の空間を有し、かつ、当該空間から容易に各階に進入することができる一定の構造である場合は消防活動に支障がないことが確認されたため、これらの場合にも非常用進入口の設置を要しないこととする必要があるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(6) 事前評価時点では、建築主が型式適合認定を受けることができる型式の種類として、建築設備も含めた建築物全体に係る一連の規定に適合する型式適合認定に加え、建築設備のみを除いた建築物に係る一連の規定に適合する型式適合認定を追加することにより、建築主のニーズに応じた建築設備を迅速に導入する必要があると想定し、型式適合認定の対象とする一連の規定の範囲の合理化が必要であるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(7) 事前評価時点では、既存不適格のまま増改築等を行うことができる特例の対象建築物から超高層建築物が除外されていたところ、超高層建築物についても経年劣化の影響を評価することが可能となったことにより、特例の対象に追加する必要があるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、それぞれ以下のような状況を想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、ベースラインに変化はない。

(1)

(i) だぼ継ぎ等による接合方法について、一般的な設計方法としての安全性が確認されてきているにもかかわらず、柱と基礎を緊結しない伝統的工法を用いる場合は、令第42条に適合しないため、同条の適用が除外される高度な構造計算を行う必要があるという不合理な状態が継続すること

(ii) 火打材を用いない伝統的工法のうち、床組等に一定の厚さ・幅の木板等を、横架材に適切な方法で打ち付ける仕様について、一般的な設計方法としての安全性が確認されたにもかかわらず、当該伝統的工法による設計方法を用いる場合は、令第46条第3項の仕様に適合しないため、同項ただし書の規定による構造計算を行う必要があるという不合理な状態が継続すること

(2)

(i) 放射熱等の影響に関する検証方法の進展により、裏面が面する室の状況によって個々に可燃物燃焼温度を設定することが可能であるにもかかわらず、加熱面の裏面を一律の可燃物

燃焼温度以上に上昇しないことを耐火性能検証法において求めるという不合理な状態が継続すること

(ii) 室内の不燃化の効果等に関する検証データの蓄積等により、「屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたもの」以外にも、一定の不燃化措置を講じた構造であれば安全性が確保されることが確認されたにもかかわらず、屋根の燃え抜けが許容されないという不合理な状態が継続すること

(iii) 検証により、天井に一定の不燃化措置を講ずれば、小屋裏等が通じていても、隣室等への早期延焼を防止できることが確認されたにもかかわらず、防火上主要な間仕切壁については、準耐火構造とし、小屋裏等まで達する必要があるという不合理な状態が継続すること

(3)

(i) 火災の影響を相互に及ぼさず、かつ、避難経路が独立する構造の建築物の部分は「開口部のない耐火構造の床又は壁」で区画されている部分以外にあるにもかかわらず、別の建築物とみなすことができないという不合理な状態が継続すること

(ii) 木造建築物について、技術的検討の結果、大臣認定において個別に避難安全検証を行うことが可能と確認されたにもかかわらず、原則として避難安全検証を適用することはできないという不合理な状態が継続すること

(iii) 全館避難安全検証において、屋上広場等における視認性や滞留状況を踏まえた避難時間を算出することが可能となったにもかかわらず、屋内に設ける避難階段については避難階まで直通することを求めており、屋上広場等を経由して地上まで避難することは認めないという不合理な状態が継続すること

(4) 排煙技術の進展により、排煙方式が多様化しているにもかかわらず、特別避難階段の階段室の前室として付室等を設け、付室には、大臣が定める構造の排煙設備等を設けることを求めるという不合理な状態が継続すること

(5) 一定規模以上の空間を有し、かつ、当該空間から容易に各階に進入することができる一定の構造である場合であれば、直接屋外から進入できなくても消防活動に支障がないことが確認されたにもかかわらず、非常用進入口を設けることを求めるという不合理な状態が継続すること

(6) 型式適合認定を利用して建築する場合においては、建築設備を含めた建築物全体をあらかじめ型式適合認定するため、当該認定に含まれる建築設備以外の建築設備を導入する場合においては、改めて型式適合認定を求める必要があり、建築主のニーズに応じた建築設備を迅速に導入することが困難であるという状態が継続すること

(7) 超高層建築物については経年劣化の影響を評価する方法が確立されたにもかかわらず、既存不適格のまま増改築等を行うことができる特例を活用できず、増改築等を行う場合には、現行基準に適合するものとして大臣認定を受けなければならないという不合理な状態が継続すること

③ 必要性の検証

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。これを踏まえ、各項目の必要性については、それぞれ以下の通りである。

(1)

(i) だぼ継ぎ等による接合方法について、一般的な設計方法としての安全性が確認されたため、一般的にその利用を可能とすることを目的に講じた当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

(ii) 床組等に一定の厚さ・幅の木板等を、横架材に適切な方法で打ち付ける仕様について、一般的な設計方法としての安全性が確認されたため、一般的にその利用を可能とすることを目的に講じた当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

(2)

(i) 放射熱等の影響に関する検証方法の進展により、裏面が面する室の状況によって個々に可燃物燃焼温度を設定することが可能となったため、これを踏まえた規制の合理化を図ることを目的に講じた当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

(ii) 室内の不燃化の効果等に関する検証データの蓄積等により、「屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたもの」以外にも、用途等に応じて火の粉が屋内に到達しても局所火災におさまるような不燃化措置を定めることが可能となったため、これを踏まえた規制の合理化を図ることを目的に講じた当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

(iii) 天井について一定の不燃化措置を講ずれば、小屋裏等が通じていても、隣室等への早期延焼を防止できることが検証されたため、これを踏まえた規制の合理化を図ることを目的に講じた当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

(3)

(i) 「開口部のない耐火構造の床又は壁」で区画されている建築物の部分以外にも、火災の影響を相互に及ぼさず、かつ、避難経路が独立する構造の建築物の部分が確認されたため、これを踏まえた規制の合理化を図ることを目的に講じた当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

(ii) 木造建築物に関する避難関係規定の更なる合理化の要請を踏まえ、技術的な検討を行った結果、木造建築物であっても、大臣認定において個別に避難安全検証を行うことができることが明らかとなったため、これを踏まえた規制の合理化を図ることを目的に講じた当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

(iii) 屋上広場等における視認性や滞留状況を踏まえた避難時間を算出することが可能となったため、これを踏まえた規制の合理化を図ることを目的に講じた当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

(4) 排煙技術の進展により、付室等ではなく、階段室に排煙設備を設けることにより階段室への煙の流入を防止する方式が開発されるなど、排煙方式が多様化しているため、これを踏まえた規制の合理化を図ることを目的に講じた当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

- (5) 消防活動の実績等により、スタジアムなど、建物内にある一定規模以上の空間にはしご車が進入し、当該空間から各階に進入できる場合には、直接屋外から進入できなくても消防活動に支障がないことが確認されたため、これを踏まえた規制の合理化を図ることを目的に講じた当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。
- (6) 建築主のニーズに応じた建築設備を迅速に導入するために型式適合認定制度の合理化を図ることを目的に講じた当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。
- (7) 超高層建築物についても経年劣化の影響を評価することが可能となったため、既存不適格のまま増改築等を行うことができる特例を活用できるよう規制の合理化を図ることを目的に講じた当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

(1)～(5)及び(7)について

事前評価時点においては、多様な設計方法が可能となり、より低いコストの材料・構法を選ぶことができることから、建築コストが減少すると想定していたところ、これらの規制緩和により、建築主において建築コストが減少したと考えられるため、事前評価時の想定と乖離はない。規制の緩和であることから、特段の遵守費用は発生していない。

(6)について

事前評価時点においては、建築設備について建築基準関係規定への適合性の確認が必要になる一方、型式適合認定を取り直すことや通常の建築確認申請を行うことに比べ建築コストが減少することを想定していたが、当該規制の緩和により、2021年9月17日現在、203件の建築設備を除いた型式適合認定が取得されており、当該認定仕様を用いた建築主においては建築設備について建築基準関係規定への適合性の確認が必要になっていると考えられるものの、これら建築設備を除いた型式適合認定の活用により、従来のように認定仕様と異なった建築設備を使用するために再度型式適合認定を取り直すことが不要となっているため、事前評価時の想定と乖離はない。なお、その具体的な費用については、取得された型式適合認定を活用して建築確認が行われた件数や建築物の規模、建築設備の種類等の多数の要素が複合的に影響するため、定量的に把握することは困難である。

⑤ 「行政費用」の把握

(1)～(5)及び(7)について

いずれも、当該規制緩和による行政費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。

(6)について

当該規制の緩和により、建築設備を除いた型式適合認定仕様(④に記載の通り、203件が取得されている)を用いた建築物の建築確認において、従来の型式適合認定仕様を用いた建築物と比べ、建築設備について建築基準関係規定への適合性の確認に係る行政費用が増加しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、具体的な費用の額については、取得された型式適合認定を活用して建築確認が行われた件数や建築物の規模、建築設備の種類等の多数の要素が複合的に影響するため、定量的に把握することは困難であるが、増加した事務は既存の体制で実施しており、発生した行政費用は軽微であったと考えられる。

⑥ 効果(定量化)の把握

(1)～(5)及び(7)について

事前評価時点においては、多様な設計方法が可能となるという便益を想定していたところ、事後評価時点においては、規制緩和によって設計可能となった構造方法等により、設計が合理化等するという効果が発生していると推定されるため、事前評価時の想定と乖離はない。なお、実際にどの程度設計が合理化したかについては、個々の建築物の状況等が極めて多様であることから、定量的に把握することは困難である。

(6)について

型式適合認定仕様の建築物であっても、建築主の要望に応じた建築設備を用いることが可能となるという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、実際に建築主が建築設備を除いた型式適合認定仕様を用いることで、どの程度そのニーズが実現するようになったかという点については、定量的に把握することは困難である。

⑦ 便益(金銭価値化)の把握

⑥に記載の通り、各項目に係る規制の緩和の効果については、それぞれ定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化は困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

(1)～(7)の各項目に係るそれぞれの規制の緩和について、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

(1)～(5)及び(7)について

各項目に係る規制の緩和について、遵守費用及び行政費用は発生していない。また、いずれについても、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。さらに、規制の緩和に伴い、多様な設計方法の導入が可能となるという効果が発生している。そのため、各項目に係る規制の緩和は、引き続き、継続することが妥当である。

(6)について

当該規制の緩和に係る遵守費用として、建築主において、建築設備について建築基準関係規定への適合性を確認するコストが発生していると考えられる。さらに、従来の型式適合認定仕様の建築物と比べて、建築設備についての建築基準関係規定への適合性の確認に係る行政費用が発生しているが、増加した事務は既存の体制で実施しており、発生した行政費用は軽微であったと考えられる。また、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

さらに、当該規制緩和入に伴い、型式適合認定仕様の建築物であっても、建築主の要望に応じた建築設備を用いることが可能となるという効果が発生している。

費用と効果を比較すると、建築主のニーズに応じた合理的な設計が可能となったという効果に対して、当該規制の導入に伴う遵守費用・行政費用の発生は社会的に受忍できる範囲に収まっており、今後も同様の効果が発生すると考えられることから、当該規制の緩和は、引き続き、継続することが妥当である。